

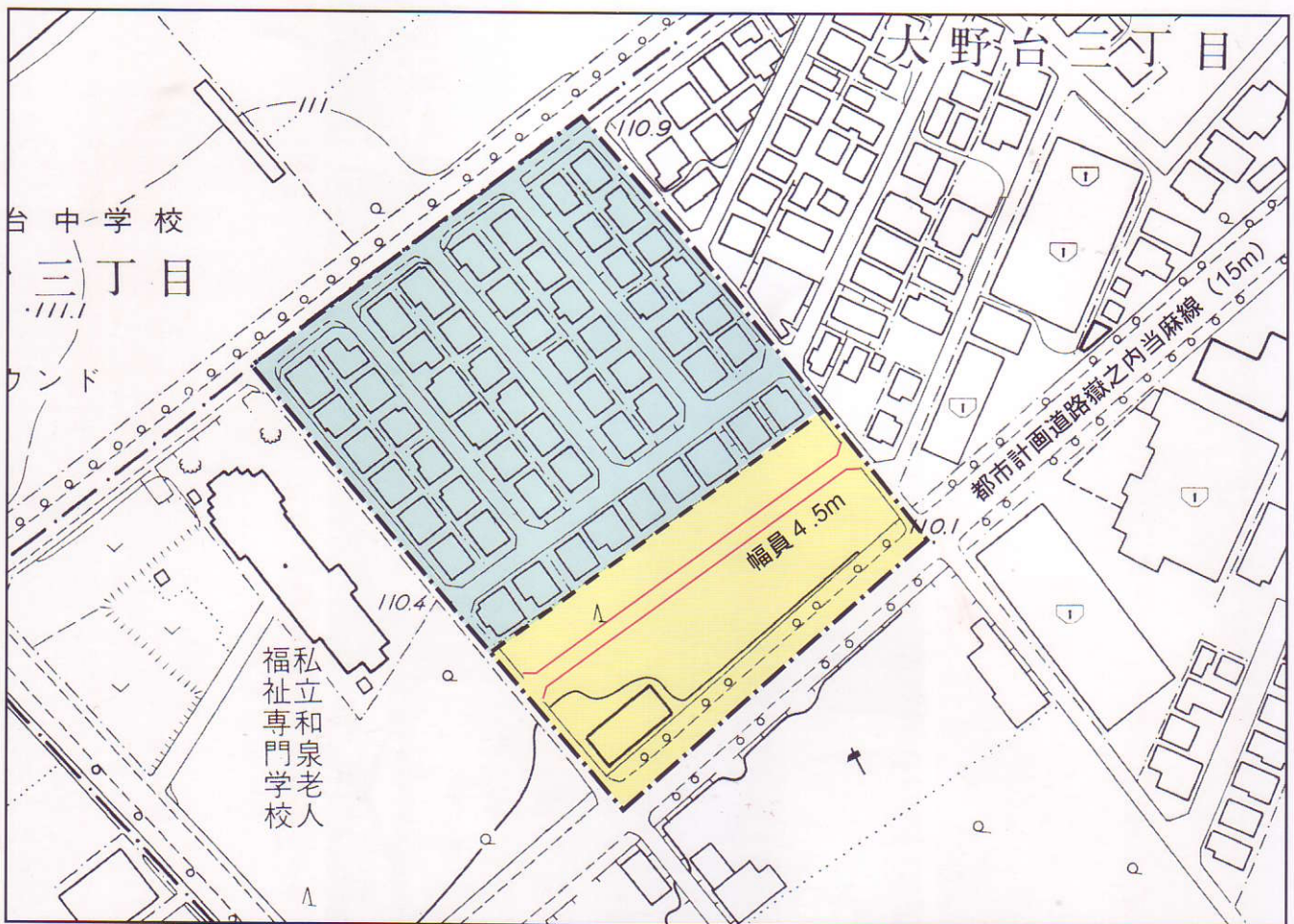
◀ 地区計画とまちづくり ▶

地区計画は、これからこんなまちをつくりたい、こんなまちにしたいというみなさんの希望をまとめて、それを実現するために、まちづくりのルールを決めていくものです。

現在、大野台3丁目地区では、良好な住居環境を守ることを目的に、地区計画が定められています。

計画の趣旨をご理解いただき、まちづくりへのご協力をお願いします。

▼ 大野台3丁目地区 地区計画 区域図



● 地区の概要

— — — 地区計画区域

— — — 地区の区分

A 地区
(第1種低層住居専用地域 100/50準防火)

B 地区
(第1種住居地域 200/60準防火)

● 地区施設

— — — 道 路

500m²



S=1/1,800

0 10

50

100m



※用途地域等の詳細は、都市計画課で、ご確認下さい。

▼名称 — 大野台 3 丁目地区 地区計画

地区計画で定められた事項をやさしく解説しました。
詳しくは「地区計画の決定事項」をご覧ください。

目 標

一戸建の低層住宅地を主体とした良好な居住環境を守っていきます。

方 針

都市計画道路に接する地区と、その奥の住宅地に分けて、それぞれに適した環境となるようにします。

A 地区

低層住宅地として、良好な居住環境の維持・保全を図ります。

B 地区

沿道サービス施設などの立地を可能とするとともに周辺の環境に配慮した土地利用とします。

地区施設

B地区に欠けている区画道路（幅員4.5m 延長96m）を配置し、基盤の整備に務めます。

建物の用途

A 地区

住宅、住宅で事務所・店舗を兼ねるもの、共同住宅（いずれも戸数が3戸以下のもの）と診療所は建てられます。

B 地区

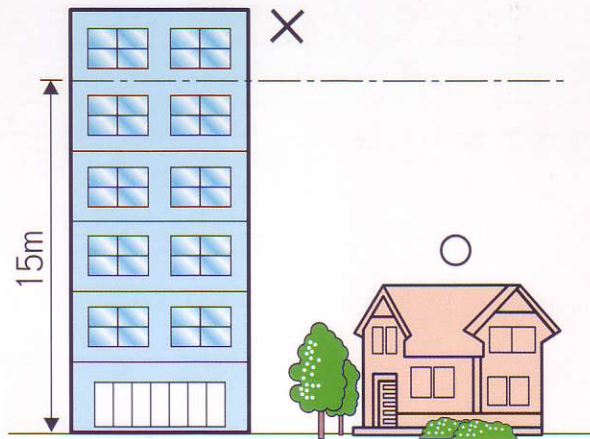
ポーリング場、ホテル、畜舎などは建てられません。



建物の高さ

B 地区

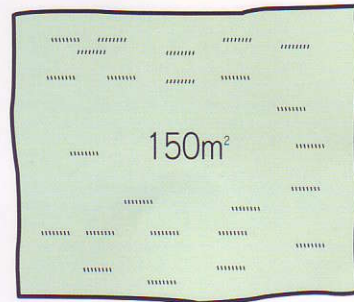
建物の高さの最高限度は原則として15mとします。



敷地面積

B 地区

敷地面積の最低限度は150㎡とします。



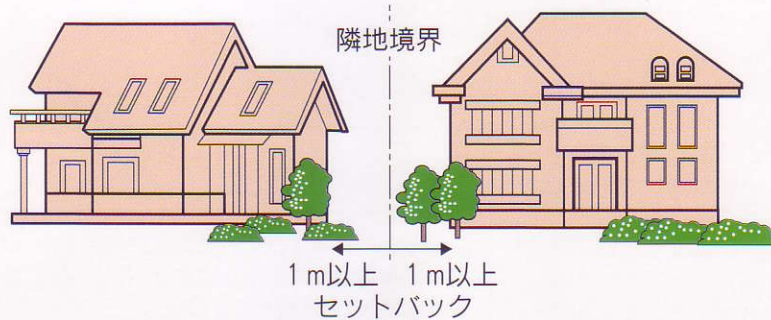
壁面の位置

A 地区

建物の壁や柱の面は、隣地境界から0.5m以上後退します。

B 地区

建物の壁や柱の面は、隣地境界から1m以上後退します。



* A・B地区とも、車庫・物置などで高さ3m以下、軒高2.3m以下のものは除外されます。

大野台3丁目地区 地区計画 決定事項

(平成2年12月25日 決定)
(平成8年5月10日 変更)

名 称		大野台3丁目地区地区計画	
位 置		相模原市大野台三丁目	
面 積		約 1.4 ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>本地区は、相模原市の中央部に位置し、都市計画道路3.5.12号嶽之内当麻線に接する地区で、一戸建住宅を主体として開発された低層の住宅地である。</p> <p>このため、地区計画の策定により、良好な居住環境の維持保全を図ることを目標とする。</p>	
	土地利用の方針	<p>都市計画道路に接するなど地区の特性を考慮し、良好な環境の維持が図られるよう次の方針により土地利用を図る。</p> <p>(A地区) 低層住宅地として、良好な居住環境の維持、保全を図る。</p> <p>(B地区) 都市計画道路に面することから、沿道サービス施設や日用品店舗の立地も可能な土地利用を図るとともに、近隣住宅地の居住環境を配慮した土地利用を図る。</p>	
	地区施設の整備方針	B地区に区画道路を配置し、基盤の整備に努める。	
	建築物等の整備方針	<p>(A地区) 良好な環境を有する住宅地として整備が図られるよう建築物の用途及び壁面の位置について制限する。</p> <p>(B地区) 近隣住宅地への影響を考慮し、建築物の用途、高さ及び壁面の位置について制限するとともに、敷地の細分化を防止するため敷地面積の最低限度について制限する。</p>	
地区施設の配置及び規模	道 路	幅員 4.5 m, 延長 約96 m	
地区建築物等に 関する 計画 事項	地区の区分	区分の名称	A地区
		区分の面積	約 0.9 ha
			B地区
			約 0.5 ha
	建築物等の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) 戸数が3以下の建築物で、建築基準法別表第2(イ)項第1号、第2号、第3号(共同住宅に限る。)に掲げるもの</p> <p>(2) 診療所</p> <p>(3) 前2号の建築物に附属するもの</p>	
建築物等の高さの最高限度	<p>15メートル以下とする。</p> <p>ただし、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは、5メートルまでは、当該建築物の高さに算入しない。</p>		
建築物の敷地面積の最低限度	150㎡		
壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの水平距離は、0.5メートル以上としなければならない。</p> <p>ただし、物置、車庫その他これらに類する用途に供する建築物で高さ3メートル以下で、かつ、軒の高さ2.3メートル以下のものについては、この限りでない。</p>		
	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの水平距離は、1.0メートル以上としなければならない。</p> <p>ただし、物置、車庫その他これらに類する用途に供する建築物で高さ3メートル以下で、かつ、軒の高さ2.3メートル以下のものについては、この限りでない。</p>		